〇年〇月〇日

申込者：公益財団法人〇〇〇〇〇

（担当者）〇〇　〇〇〇

Tel ：〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇

Mai：〇〇〇＠〇〇〇.〇〇.〇〇

**新型コロナウイルス感染症予防対策に関する計画書**

貴学の施設を使用するにあたり、下記の対策を徹底いたします。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **催事開催者が感染予防、感染拡大防止のために実施しなければならない対策** | | | **具体的な対策**  ・すべての項目について、右欄の対策をご記入願います。 |
| **事前**  **準備** | 1 | 開催する催事の責任者、担当区分を明確にする。 | 責任者と担当区分を事前に決め、明確にします。 |
| 2 | 参加者、催事スタッフの氏名及び緊急連絡先を事前に把握し名簿を作成するなど感染発生に備え連絡体制を整備する。  また、本情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供されることを参加者、催事スタッフに事前に周知する。 | 参加者、スタッフの氏名及び緊急連絡先を事前に把握し、名簿を作成するなど連絡体制を整備します。  また、本情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供される場合があることについて事前にホームページで周知するとともに、スタッフへ事前に周知します。 |
| 3 | 厚生労働省新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）のインストールを、参加者、催事スタッフへ事前に促す。 |  |
| 4 | 全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000 人を超えるようなイベントについては、開催地の都道府県の窓口に事前相談を行う。 | 参加者○○名のため、該当しません。 |
| 5 | 催事後2週間以内に感染が疑われる症状が出た場合の対処方法を決めておくとともに、参加者、催事スタッフへ事前に周知する。 | 催事後2週間以内に参加者、スタッフに感染が疑われる症状が出た場合は、当団体〇〇係へ連絡をもらうことにし、感染状況が把握できるようにします。  また、感染が判明した場合は、速やかに東北大学様に連絡し、事後対応についてご相談させていただきます。 |
| 6 | 本ガイドラインを踏まえて策定した感染防止策について、催事スタッフ全員に周知する。 | 本ガイドラインを踏まえて策定した感染防止策について、スタッフ全員に周知します。 |
| 7 | 会場の換気設備（窓、機械換気設備等）が正常に動作することを確認する。 | 事前に会場の下見を行い、会場の換気設備（窓、機械換気設備等）が正常に動作することを確認します。 |
| 8 | 施設管理者と充分な調整を行った上で催事当日の対策実施のための準備を遺漏なく行う。 | 貴学施設管理者と充分な調整の上準備を行い、確認を受けることとします。 |
| **催事**  **当日** | 1 | 催事スタッフは必要最小限の人数とし、マスク着用や手洗い・手指消毒を徹底する。 | スタッフは全員マスクを着用します。  また、定期的な手洗い・手指消毒を徹底するよう周知します。  ・スタッフ数：○○名 |
| 2 | 催事スタッフは自宅で検温を行い、平熱よりも1度以上の熱がある場合、味覚・嗅覚障害、息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ、咳、咽頭痛等の体調不良がある場合には自宅待機とする措置を行う。  また、催事スタッフが体調不良を生じた際に、申し出やすい環境を用意する。 | スタッフは当日に検温を行い責任者に報告することを義務付けます。  また、当日に平熱よりも1度以上の熱がある場合、味覚・嗅覚障害、息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ、咳、咽頭痛等の体調不良がある場合には自宅待機とします。 |
| **催事**  **当日** | 3 | 催事規模、参加人数を以下のとおりとする。  【屋内催事】  ・**部屋の定員に対して100％まで収容可能**  大声を出さない、呼気が激しくなる動作を含まない対面形式及びウェブ形式での催事（例：講演会、試験）  ・**部屋の定員に対して50％まで収容可能**  反復・継続的に声を発する（グループワークも含む）対面形式及びウェブ形式  ・座席は原則指定席とし、できるだけ2m（最低1m）の間隔を空けて配置する。  【屋外催事】  ・参加者の間隔を、できるだけ2m（最低1m）空ける。 | 本催事は講演会での利用で、参加者が反復・継続的に声を発するものではないため、参加者〇〇名を、各部屋定員100%まで受け入れることとします。また、座席は指定席とし、間隔を空けて配置します。（詳細は添付「席配置図」をご参照ください。） |
| 4 | 開催案内等において参加者に周知の上、以下に該当する者の来場を禁止する。  ・平熱よりも1度以上の熱がある場合  ・味覚・嗅覚障害、息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ、咳、咽頭痛等の体調不良がある場合  ・新型コロナウイルス感染症の陽性者と濃厚接触がある場合  ・海外から入国し14日を経過していない場合  ・海外から入国し14日を経過していない者と濃厚接触がある場合 | 参加者の体調管理について事前にホームページで周知し、検温等の体調管理に努めさせることとします。また、スタッフは当日、以下の症状について参加者からの自己申告による確認に加え、症状の有無について注意し参加者の体調把握を行います。  ・平熱よりも1度以上の熱がある場合  ・味覚・嗅覚障害、息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ、咳、咽頭痛等の体調不良がある場合  ・新型コロナウイルス感染症の陽性者と濃厚接触がある場合  ・海外から入国し14日を経過していない場合  ・海外から入国し14日を経過していない者と濃厚接触がある場合 |
| 5 | 会場の出入口等を開放し、参加者がドアノブに触れる機会をできるだけなくすようにする。 | 会場までのルート上の出入口を、スタッフにより開放します。 |
| 6 | エレベータは原則使用禁止とし、参加者がエレベータのボタンに触れる機会をなくすようにする。 | 身体の不自由な方以外のエレベータの使用は禁止とします。 |
| 7 | 会場内の不特定多数が触れやすい場所の消毒を定期的に行う。  （消毒方法例）  消毒用エタノールや0.05%次亜塩素酸ナトリウム消毒液（次亜塩素酸水とは異なるので注  意）等を使用し、換気を充分に行った上で、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭く。 |  |
| 8 | 不特定者との物品等の共有を制限する。  例：受付用筆記用具等） |  |
| 9 | 会場の出入口等に手指消毒用のアルコール消毒液を設置する。 | 会場出入口および各フロアに手指消毒用のアルコール消毒液を設置します。 |
| 10 | 参加者へのマスク着用を義務付けるとともに、休憩時等の定期的な手洗い・手指消毒を促す。 | マスク着用について、参加者へ事前にホームページで周知し、当日着用させることとします。  マスクを忘れた参加者については、当日マスクを配付し着用させることとします。  また、消毒液配置場所に消毒の上入場する旨の張り紙を貼付するとともに、出入口にスタッフを常駐させ消毒の上入場するようアナウンスを行います。 |
| 11 | 混雑防止のため、参加者の入場、退場等は座席エリアごとに時間差で行う。 | 混雑防止のため、参加者の入場、退場は部屋ごとに時間差で行います。 |
| 12 | 会場入り口や受付等の行列が生じる場所には、できるだけ2m（最低1m）の間隔を空けるよう床に表示するなど、人が密集しない対策を講ずる。 | 行列が生じる可能性が高い会場入り口及び受付には、2mの間隔を空けるよう床に表示し、人が密集しない対策を講じます。  ＊受付を設置しない場合、  「受付を設置しない為、該当しない」とご記入ください。 |
| **催事**  **当日** | 13 | 受付等の対面となる場所には、アクリル板や透明ビニールカーテンにより催事スタッフと参加者の間を遮断するなど飛沫感染防止のための対策を講ずる。 | 対面となる受付には、透明ビニールカーテンによりスタッフと参加者の間を遮断し、飛沫感染防止のための対策を講じます。  ＊受付を設置しない場合、  「受付を設置しない為、該当しない」とご記入ください。 |
| 14 | 配布物は事前に机に置くなど、手渡しでの配布を行わない。 | 配布物はスタッフにより事前に机に置きます。 |
| 15 | 屋内の催事は、機械換気設備を備え、窓や出入口の開放が可能である会場において行う。  なお、窓や出入口の開放ができない施設については、機械換気設備により充分な換気が可能であることを専門業者等により確認ができた場合は会場とすることができる。  催事開催中は、機械換気設備を常時稼働させるとともに、催事前後及び休憩中などに定期的に会場の換気を行う。  （推奨する換気方法）  ・30分に1回以上、窓を数分程度全開にする。  ・空気の流れを作るため、二方向の窓や出入口を開放する。 | 換気は機械換気設備を常時稼働させるとともに、〇〇分に1回、〇〇分間窓を開け、換気を行います。 |
| 16 | 参加者が大声をだすこと、歌うこと、呼気が激しくなる運動を行うこと等を禁止とし、参加者へ周知する。 | 事前通知と当日のアナウンスで周知します。 |
| 17 | 催事中、休憩中の対面での会話や参加者同士の接触は控えてもらうよう周知する。 | 対面での会話や参加者同士の接触は控えるよう、当日スタッフにより参加者へアナウンスするとともに、会場にその旨の張り紙を貼付します。 |
| 18 | 熱中症防止のための飲料等以外の飲食を禁止とし、参加者に周知する。（飲み終わったゴミは下記No.23を参考に感染対策を講じた上で回収又は参加者による持ち帰り）  ※食事提供の必要がある場合は、自席にて会話をせずに食事をとってもらう等の十分な感染対策を検討した上で使用許可申請書に記載し、施設管理者の許可を得る。 | 熱中症防止のための飲料以外の飲食を禁止とし、飲み終わったゴミは参加者が持ち帰るよう、参加者へ事前にホームページで周知するとともに、当日はスタッフにより参加者へアナウンスします。 |
| **催事**  **当日** | 19 | トイレの利用に関し、以下の対策を講ずる。  ・各トイレ前に手指消毒用のアルコール消毒液を設置し、使用前後の消毒を促す掲示を行う。  ・使用後は便座のフタを閉めてから洗浄するよう掲示を行う。  ・トイレに入るための列はできるだけ2m（最低1m）の間隔を空けるよう足元表示を行うことや充分な休憩時間を設けるなど、トイレ使用の混雑により人が密集しない対策を講ずる。  ・不特定多数が接触する場所（便座、床、ドアノブ等）は可能な限り清拭消毒を行う。（清拭消毒作業は、換気を充分に行いながらマスクと手袋を着用して行う。） | トイレの利用に関し、以下の対策を講じます。  ・各トイレ前に手指消毒用のアルコール消毒液を設置し、使用前後の消毒を促す掲示を行います。  ・使用後は便座のフタを閉めてから洗浄するよう掲示を行う。  ・トイレに入るための列は2mの間隔を空けるよう、参加者へアナウンスいたします（足元表示を行います）  ・不特定多数が接触する場所（便座、床、ドアノブ等）は、催事実施中に、換気を充分に行いながらマスクとゴム手袋を着用して清拭消毒を行います。 |
| 20 | 会場エリア以外への立入りを禁止とし、参加者へ周知や掲示等を行う。 | 会場エリア以外への立入りを禁止する掲示を行います。 |
| 21 | 建物備え付けのゴミ箱は使用禁止とし、参加者への周知を行うとともに、ゴミ箱の閉鎖等を行う。 | 建物備え付けのゴミ箱は使用禁止とし、ゴミ箱の蓋に使用禁止の張り紙を貼付します。 |
| 22 | 感染が疑われる者が催事中に発生した場合、催事スタッフは以下の対応を行う。  ・マスクや手袋等の防護対策を講じた上で、感染が疑われる者を速やかに隔離する。  ・感染が疑われる者が発生した部屋の換気を行う。  ・コールセンター・保健所へ連絡し、消毒、濃厚接触者調査、医療機関への搬送等の指示を受ける。  　宮城県・仙台市コールセンター：  022-398-9211 | 当日に感染が疑われる者が発生した場合、スタッフは以下の対応を行います。  ・隔離用の部屋を事前に確保し、マスクや手袋等の防護対策を講じた上で、感染が疑われる者を速やかに隔離します。  ・感染が疑われる者が発生した部屋の換気を速やかに行います。  ・コールセンター・保健所へ連絡し、消毒、濃厚接触者調査、医療機関への搬送等の指示を受けます。 |
| 23 | 清掃やゴミの廃棄作業を行う際は、マスクや手袋の着用を徹底し、鼻水や唾液などが付いたゴミはビニール袋にいれて密閉して縛って持ち帰り、適切に処分する。（作業後は必ず石鹸と流水で手洗いを行う。） | 清掃やゴミの廃棄作業を行う際は、マスクとゴム手袋の着用を徹底し、鼻水や唾液などが付いたゴミはビニール袋にいれて密閉して縛って持ち帰り、適切に処分します。（作業後は必ず石鹸と流水で手洗いを行います。） |
| **催事**  **終了後** | 1 | 催事終了後は、使用したテーブルや椅子等の什器類、備品類、ドアノブ等の手が触れる箇所の消毒を実施する。  （消毒方法例）  消毒用エタノールや0.05%次亜塩素酸ナトリウム消毒液（次亜塩素酸水とは異なるので注意）を使用し、換気を充分に行った上で、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭く。  ※備品等で本方法により難い場合、消毒による拭き表面の劣化等が懸念される場合は施設管理者に相談 | 催事実施後は、換気を充分に行いながらマスクとゴム手袋を着用の上0.05%次亜塩素酸ナトリウム消毒液使用し、使用した教卓、机、椅子、ドアノブ等の手が触れる箇所の消毒を実施します。 |
| 2 | 感染対策の実施状況について不備がないか確認を行い、施設管理者に報告する。 | 催事実施後は、感染対策の実施状況について不備がなかったか点検を行い、「感染症予防対策実施報告書（貴学様式）」により貴学へ報告します。 |
| 3 | 個人情報の保護の観点から名簿等の保管に充分な対策を講ずる。 | 関係法令に基づき全ての個人情報について厳正に取り扱います。 |
| 4 | 感染が疑われる者が催事の終了後に発生したことが判明した場合、保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。 | 感染が疑われる者が催事の終了後に発生したことが判明した場合、『事前準備－No.5』記載の対処方法に基づき対応するとともに、保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、個人情報にかかる関係法令を遵守の上、必要な情報提供を行います。 |